

会員ニュース

2018. 9 (新-90号)
日本電気管理技術者協会
事務局 編集

今年の9月は最後まで「まれに見る大型台風」での締めくくりでした。ここを過ぎれば、きっと過ごしやすい季節が待っていることと存じます。

皆様におかれましては、受託物件等も含めましてお変わりなきことを祈念申し上げます。

さて、沖縄を見つめつつ、以降は台風一過となりて穏やかな秋になれよ、と願う事務局より「会員ニュース90号」をお届けします。



2018年9月練馬区、嵐の前の一時、彼岸花を眺めつつ猫じゃらしに休むツマグロヒョウモン

1. 9月6日、電力安全課のHPに「電気事故速報値を更新しました」が掲載されました。

恒例の「事故速報値」の更新ですが、残念なことに8月に入り関東東北産業保安監督部の管内にて4件の「感電死傷事故」が発生いたしております。

以下、「注意喚起」の記事も続けて掲載されておりますので、こちらも必ずご確認ください。

詳細は、添付資料「電気事故速報値（平成30年8月31日時点）」をご参照ください。

2. 9月12日、電力安全課のHPに「(注意喚起)活線近傍での作業時は、停電の上、作業をお願いします！」が掲載されました。

8月に発生した4件の「感電死傷事故」をうけて、

①活線近接作業は行わない！今一度、作業手順の確認・見直しを！

②僅かな気の緩みが事故に繋がる！些細な作業であっても活線近接作業は行わない！

との、事例と事故防止対策が紹介されています。

会員の皆様におかれましては、必ず資料をご覧ください日々の点検作業に反映させてください。

詳細は、添付資料「注意喚起(018.9.12)」をご参照ください。

3. 9月28日、同じく～自家用電気工作物設置者の皆様へ～として、「電気設備の年次点検・その他停電が必要な作業における停電にご協力お願いします！」が掲載されました。

これは、上記「注意喚起」の設置者様向けバージョンとなっています。見やすいチラシ形式で「資料」添付されていますので、コピーやプリントアウトして設置者様に配布することもご検討ください。

詳細は、添付資料「注意喚起(018.9.28)」をご参照ください。

3. 9月28日、経産省のHPに「『電力小売り営業に関する指針』を改定しました」が掲載されました。

今般、電力・ガス取引監視等委員会からの建議を踏まえ、連家線の利用に関する間接オークションの導入や、非化石価値取引市場の創設等に鑑みて、電源構成の開示方法等に関する改定を行いました。とのことです。

電気管理技術者の業務に直接関係する内容ではありませんが、設置者様等からスイッチング(電力供給業者の切替)の相談があった場合手続きの参考になることと存じます。

詳細は、添付資料「電力小売り営業に関する指針(改定)」をご参照ください。

なお、「電力の小売り営業に関する指針(改訂版)」本文はPDF形式で2,185KB(A版62頁)と、かなり大量のデータとなります。必要な方は経産省HPで入手されるか、事務局までご請求ください。

事務局よりのお知らせ

去る8月24日、大変残念なことに協会当初よりの会員でありました埼玉県長谷川 弘様がお亡くなりになりました。お通夜・ご葬儀はご家族で済まされたとのこと。事務局より、協会の慶弔規定によるお香典をお届けいたしました。

関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

平成30年8月31日時点

平成29年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	4 (4)	1 (3)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	16 (18)
電気火災		0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
停電波及		10	6	3	9	8	12	8	9	4	8	5	4	86
主要電気工作物破損等		2	0	1	1	6	1	6	3	3	2	1	1	27
発電支障 件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
件数		12	8	8	10	18	14	15	13	9	12	7	6	132

平成30年度

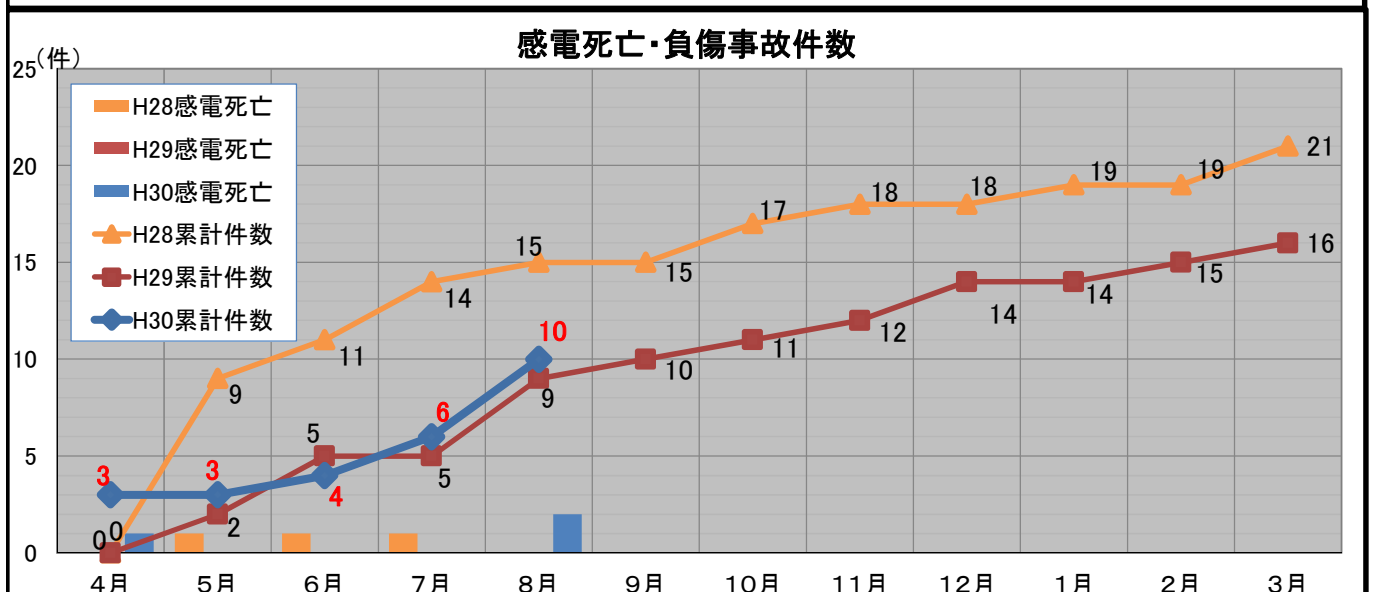
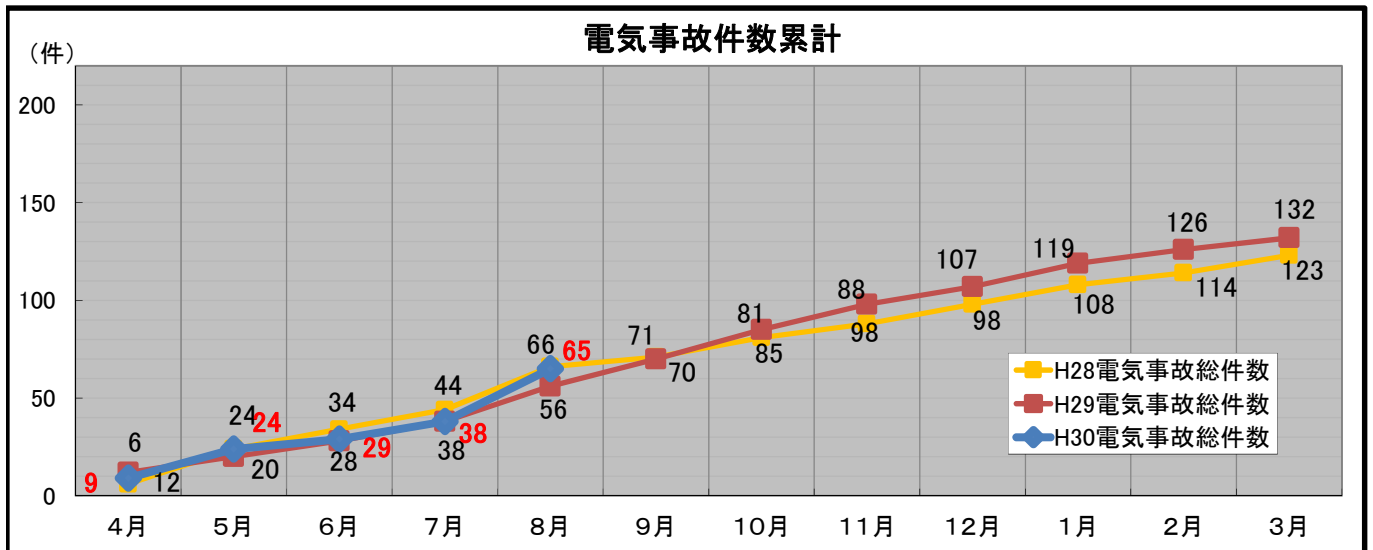
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)								
	感電・アーク等負傷	2 (2)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (2)								
電気火災		0	0	0	0	0								
停電波及		2	10	4	5	20								
主要電気工作物破損等		4	5	0	2	3								
発電支障 件数		0	0	0	0	0								
件数		9	15	5	9	27								

※1 1つの事故で複数の項目に該当する場合は、各項目にカウントしていますが、総合計では反映していません。

※2 発電所における事故件数も含まれます。

※3 人身の()は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。自然現象等による事象も含まれます。



自家用電気工作物設置者及び電気主任技術者の皆様へ

活線近傍での作業時は、停電の上、作業をお願いします！

本年8月は感電死傷事故が **4件発生**しています。

(平成30年度4月以降の8月までの感電死傷事故は10件)

そのうち、**2件は、活線近傍での作業時に本来、停電が必要であったところ、停電をせず、加えて、必要な保護具なども付けず作業を行ったため、感電に至った事象**です。

自家用電気工作物設置者及び電気主任技術者の皆様には、**活線近傍において作業を行う際に、停電の上、作業を行っているか、改めてご確認いただき、予め定められた作業手順の徹底、若しくは必要に応じ作業手順書の改正など事故防止対策の徹底**をよろしく願います。

感電死傷事故－事件事例①

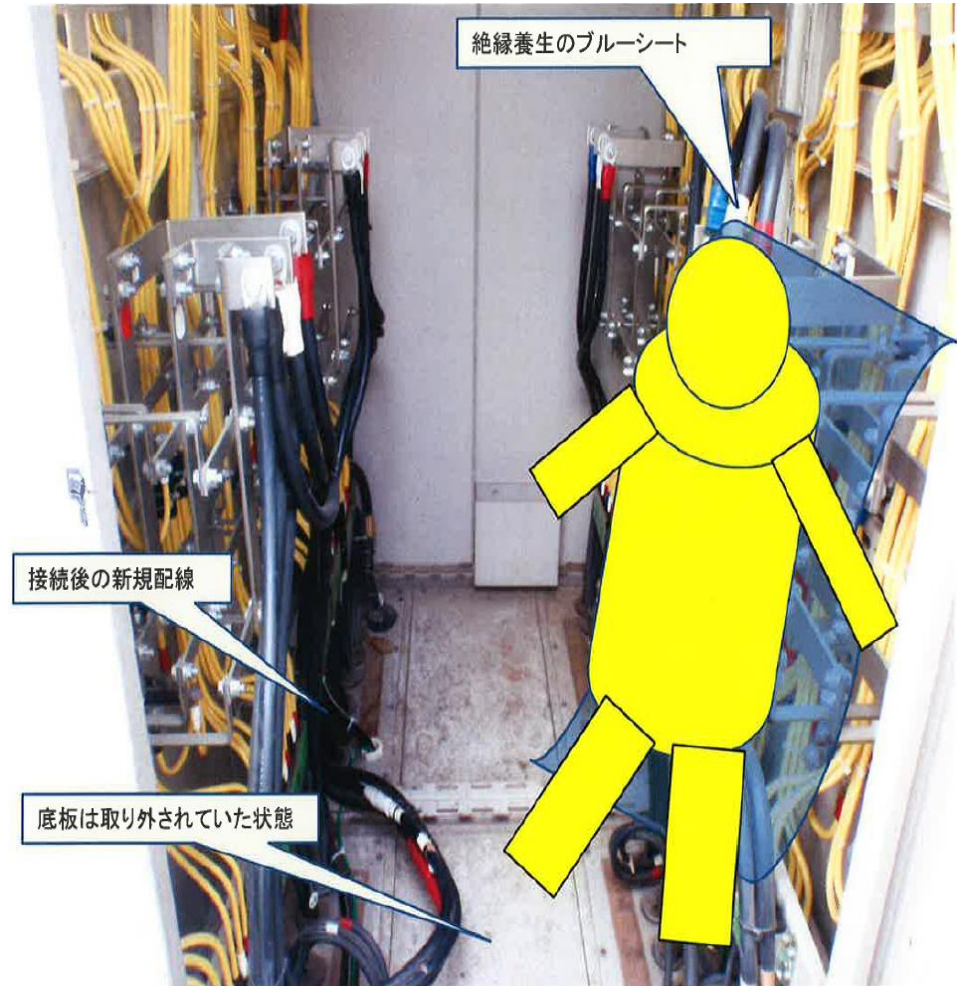
- 活線近接作業は行わない！ 今一度、作業手順の確認・見直しを！

作業準備不足に分類される事件事例

受電電圧	6.6 kV
事故現場	オフィスビル
選任形態	外部委託

事故状況

当該建物の低圧電源の増設工事の際（低圧部分が活線状態で、活線部分はブルーシートで防護、加えてブルーシートがズレていた）、作業者が活線部分に触れ、感電（左肩肩甲骨から右手中指にかけて通電）し死亡。事故当時、作業者は、半袖・軍手だった。



低圧WHM盤 配電盤内部
左側：電灯配電盤 右側：動力配電盤

感電死傷事故－事故事例②

- 僅かな気の緩みが事故に繋がる！ 些細な作業であっても活線近接作業は行わない！

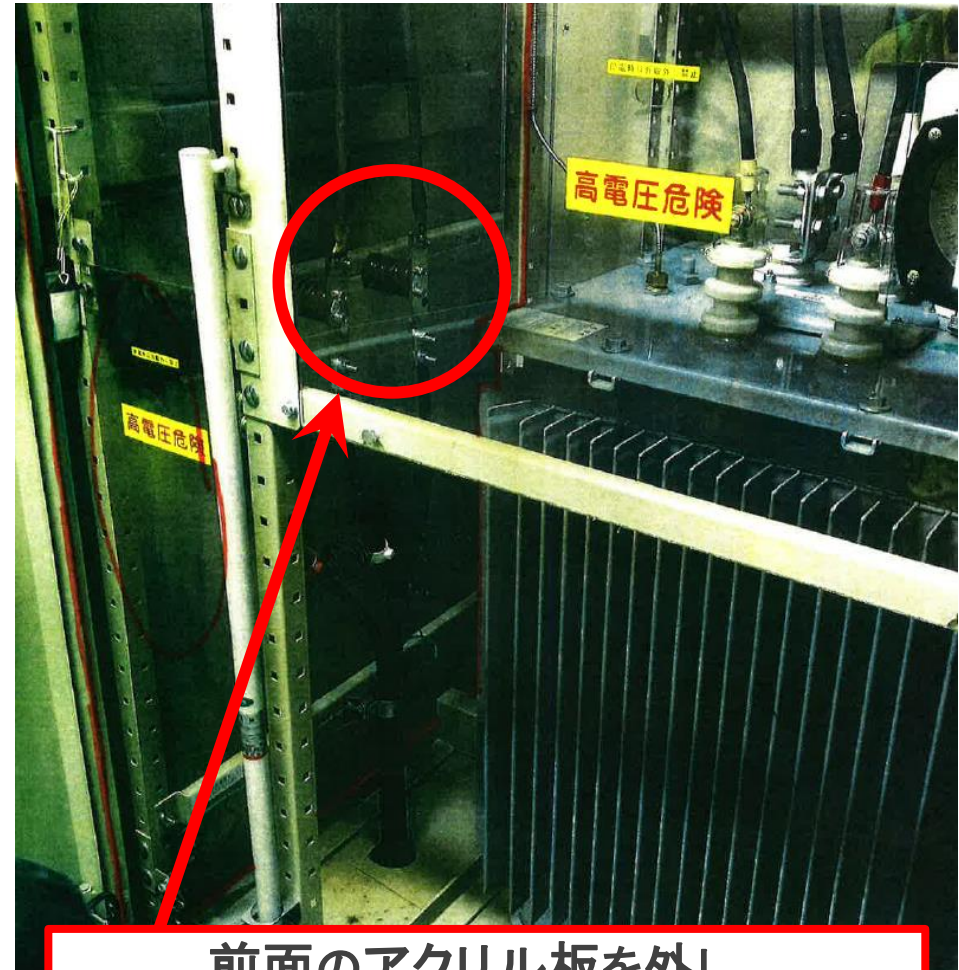
被災者の過失に分類される事故事例

受電電圧	22 kV
事故現場	オフィスビル
選任形態	外部選任

事故状況

当該事業場のサブ変配電盤内のケーブルヘッド端子部に糸くずを発見した被災者（主任技術者）が、前面のアクリル板を外し、キュービクル内に身体を入れ、糸くずを取り除こうとしたところ、糸くずと他端子間で短絡が発生。短絡によるアークにより被災者が負傷。

被災者は両腕の前腕部に電撃傷が有り、2週間ほど加療入院。



前面のアクリル板を外し、端子に付いた糸くずを取ろうとして感電

注意喚起

～自家用電気工作物設置者の皆様へ～

平成30年9月
経済産業省
関東東北産業保安監督部
電力安全課

電気設備の年次点検・その他停電が必要な作業における 停電にご協力お願いいたします！

1

本来停電させる必要があったところ、活線状態で作業を行ったことなどに起因する感電死傷事故が多く発生しています。

(平成29年度に関東東北産業保安監督部管内で発生した電気事故117件のうち、感電死傷事故は15件)

こうした事故は、電気保安業務を外部委託で行っていた場合であっても、**設置者責任**※となります。

(※電気関係報告規則第3条に基づき、自家用電気工作物を設置する者は「電気関係事故報告」の提出が必要となります。)

自家用電気工作物設置者の皆様におかれましては、**電気主任技術者・電気管理技術者等**から、**年次点検・その他停電が必要な作業のため、停電の依頼があった場合には、停電計画の策定など必要な措置への対応にご協力いただくようお願いいたします。**

2

また、**電気設備に関わる工事や電気設備に近づく工事**（冷凍機や空調機等の専門業者が修理するような作業や、外壁塗装で足場を組む場合等）が行われる場合は、**電気主任技術者・電気管理技術者等へご連絡願います。**

電気事業法では、**主任技術者の誠実義務**と、**主任技術者の行う安全指示に従うことの義務**が規定されています。

電気事業法

第四十三条 1～3 (略)

4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。



「電力の小売営業に関する指針」を改定しました

2018年9月28日

▶エネルギー・環境

本日、経済産業省は、電力・ガス取引監視等委員会からの建議を踏まえ、「電力の小売営業に関する指針」を改定しました。

1. 概要

本指針は、小売全面自由化に伴い、関係事業者が電気事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促すための指針を示すものとして、平成28年1月に制定されました。その後、小売全面自由化前後の状況等を踏まえ、平成28年7月及び平成29年6月に改定を行いました。

今般、電力・ガス取引監視等委員会からの建議を踏まえ、連系線の利用に関する間接オークションの導入や、非化石価値取引市場の創設等に鑑みて、電源構成の開示方法等に関する改定を行いました。

参考

- ・ [電力・ガス取引監視等委員会による建議の内容](#)

関連資料

- ・ [新旧対照表\(PDF形式:962KB\)](#)
- ・ [電力の小売営業に関する指針\(PDF形式:2,185KB\)](#)

担当

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室長 下村
担当者:山田、船倉
電話:03-3501-1511(内線 4741~6)
03-3501-1748(直通)
03-3580-8485(FAX)

- ・  [ダウンロード\(Adobeサイトへ\)](#)